

# 平成24年第1回安堵町議会臨時会会議録

日時 平成24年5月8日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

## 1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

## 2 出席議員 10名

## 3 欠席議員 なし

## 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	楮 山 素 伸		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	吉 岡 勉
理事(事業部門)	北 門 康 幸	会 計 管 理 者	喜 多 君 美 代
総合政策課長	堀 川 雅 央	総 務 課 長	近 藤 善 敬
税 務 課 長	中 野 彰 宏	住 民 課 長	堀 口 善 友
健康福祉課長	磯 部 あ さ み	人 権 同 和 対 策 課 長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上 下 水 道 課 長	(事業部門理事兼務)

## 5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得 成 瀬 博 書 記 吉 川 明 宏

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1号：専決処分の承認を求めることについて  
(安堵町税条例の一部を改正する条例について)

日程第 4 報告第 2号：専決処分の承認を求めることについて  
(安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

日程第 5 報告第 3号：専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算  
(補正第6号)について)

日程第 6 議案第 1号：公益的法人等への安堵町職員の派遣等に関する条例の制定について

日程第 7 議案第 2号：安堵町税条例の一部を改正する条例について

-----

-----  
開 会 午前10時  
-----

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員10名です。

定足数に達していますので、平成24年第1回安堵町議会臨時会を開会いたします。

議長（森田 瞳） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さんおはようございます。

平成24年第1回臨時会を招集いたしましたところ、皆様方におかれましては御出席賜りありがとうございます。

ゴールデンウィークも終わり、新緑の中で爽やかな風が吹く1年で最も過ごしやすい季節を迎えました。この時期に、安堵町におきましては、去る4月23日、住民待望のコミュニティバスが運行を開始いたしております。住民の皆様方、特に中高年の方々には好評のことと聞き及んでいるところでございます。開通に至るまで議員各位におかれましては、住みやすい町づくりのための住民の交通手段の確保について、御助言、御支援を頂いた結果、今日を迎えることができましたことに大変感謝しているところでございます。

今後とも、このコミュニティバスの積極的な利活用により交流人口が益々増加するよう、また、末永く運行できますよう、議員各位の更なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日臨時議会に、私どもの方から5件の議案を提案させていただきます。

条例の一部改正の専決処分が2件、補正予算の専決処分が1件、そして、条例の制定案件が1件、条例の一部改正案件が1件の合計5件でございます。

順を追って要点を説明いたしますので、皆様方の御審議を仰ぎ、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告第1号でございます。

安堵町税条例の一部改正の専決処分についてでございます。

今回の改正は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が

平成 24 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、安堵町税条例附則の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、東日本大震災により家屋が滅失した土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例を受ける譲渡期限が延長される規定の追加などとなっております。

なお、平成 24 年 4 月 1 日より施行のため、専決処分とさせていただきました。

次に、報告第 2 号でございます。

安堵町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分についてでございます。

この改正についても、町税条例の一部改正と同様、東日本大震災により家屋が滅失した土地等を譲渡した場合、譲渡所得の課税の特例を受ける譲渡期限が延長される規定を、安堵町国民健康保険税条例附則に追加する改正でございます。

これにつきましても、平成 24 年 4 月 1 日からの施行であるため、専決処分とさせていただきました。

次に、報告第 3 号でございます。

平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 6 号）の専決処分についてでございます。

今回の補正は、平成 23 年度介護保険料収納予定保険料の附則及び財政調整交付金が減額となったことにより、奈良県財政安定化基金より借り入れ措置をするための財源更正をするものでございます。財政安定化基金貸付金の交付決定が 3 月議会以降となったため、専決処分とさせていただきました。

次に、議案第 1 号でございます。

公益的法人等への安堵町職員の派遣等に関する条例の制定についてでございますが、安堵町が町社会福祉協議会や町商工会などの公益的法人へ職員を派遣させることに関し、職員派遣条件の明確化や、派遣職員の給与及び処遇等必要な事項を規定する条例を新たに規定するものでございます。

議案第 2 号でございます。

安堵町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、年金所得以外の所得を有しないものが寡婦控除を受けることについて、年金手続きの簡素化の観点から、住民税申告書の提出を不要とする地方税法の一部改正に伴い、町税条例を改正するものでございます。

以上、5 件提案させていただきました。

詳細につきましては、各担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議願ひまして、御承認、御可決賜りますようお願いいたします。

簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。  
議事日程に従い、進めてまいります。

-----

議長（森田 瞳） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、  
3番 植田英和 議員と、4番 中本幸一 議員を指名します。  
よろしくお願いいたします。

-----

議長（森田 瞳） 日程第2：「会期の決定」を議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、先般の議会運営委員会において本日のみ 1日間と内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。  
本臨時会の会期は本日のみ 1日間とすることに決定しました。

-----

議議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号：「専決処分の承認を求めることについて（安堵町  
税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。  
本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野税務課長。

（中野税務課長 登壇）

税務課長（中野彰宏） おはようございます。

税務課長の中野です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）を説明させていただきます。

本件につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日公布されたことにより、平成24年4月1日に施行に係るものにつきまして、平成24年度町税の賦課処理等に影響を及ぼしますので、これを専決処分とさせていただきます。

改正内容につきましては、個人住民税関係におきましては、東日本大震災により被災された居住用財産の敷地等を譲渡した場合の課税の特例を受ける譲渡期限の延長。また、被災された方が住宅を再取得される場合の住宅借入金特別控除等の特例を規定するものがあります。

また、固定資産税の関係につきましては、償却資産の課税表示の特例措置としてその割合を条例で規定するもの。また、平成23年度までとなっておりました据置年度についても、土地の地価が下落した場合、下落修正が行える特例が平成26年まで延長されましたこと。土地の負担調整措置につきましても、負担水準が80%を越える場合、前年度課税標準額に据置く措置を段階的に廃止されるということ。また、図書館、博物館及び幼稚園を設置する社団・財団法人に係る非課税措置を追加されたことでございます。

順を追って見ていきたいと思えます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。

新旧対照表1ページでございますが。

第54条第7項中ですが、これにつきましては、引用する条ずれによるものでございます。また、下段、附則第10条の2につきましては、第1項におきまして、固定資産税の関係ですが、償却資産の課税表示の特例措置として、事業者が設置する下水道除害施設について、基本となる割合にならしまして4分の3とするものでございます。

また、第2項におきましては、同じく事業者が設置する雨水貯留浸透施設について、基本となる割合にならって3分の2と規定するものでございます。

次のページ、2ページでございますが。

第10条の3につきましては条ずれによるものでございます。

第11条以下、第11条の2及び第12条、第13条中でございますが。

土地に対して課する固定資産税の関係で、負担調整措置の特例期限の延長と据置き年度におきましても、土地に係る地価が下落した場合、下落修正できる特例期限の延長ということに伴いまして、それぞれの年度でございますが、平成21年度を平成24年度に、また、平成23年度を平成26年度に、平成22年度を平成25年度に改正し期限を延長するものでございます。

4ページを御覧下さい。

第12条第2項でございますが。

これにつきましては固定資産税の関係で、商業地等について特例措置は継続ということですが、商業地等の規定に改正し、5ページの第4項中ですが、住宅用地については、負担水準が80%を越える場合、前年度課税標準額に据置く特例措置というものが段階的に廃止されるために、この部分を削除するものでございます。また、そのための項ずれによる部分の改正も規定しております。

7ページを御覧ください。

第15条におきまして、これにつきましては特別土地保有税の関係でございますが。

これにつきましても引用する項ずれ、また、特例期限の延長による「年度」及び「年」のそれぞれ改正するものでございます。

8ページを御覧ください。

第21条の2の規定でございますが。

これは固定資産税の関係で、図書館、博物館、幼稚園を設置する一定の一般社団・財団法人に係る非課税措置というものが追加されたため、この摘要を受けようとするものがすべき申告を規定するものでございます。

9ページを御覧ください。

第22条の2でございますが。

これにつきましては、町民税の関係で、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長を規定するものでございます。

11ページを御覧ください。

第23条でございますが。

これにつきましては、町民税の関係でございます。文言整理、また、引用する項ずれによるもの。12ページでございますが。

第2項につきましては、住宅取得控除に関しまして、震災特例法による住宅の再取得等の場合の居住年に応じた控除額の特例を受けることができる規定を追加しているものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第1号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例（昭和29年安堵村条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成24年5月8日提出

安堵町長 西本安博

2枚目を御覧ください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例（昭和29年安堵村条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日専決

安堵町長 西本 安博

本文につきましては、先ほど新旧対照表で説明いたしましたので、割愛とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第1号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

-----

議長（森田 瞳） 皆様方に申し上げます。

本日の理事者側の民生担当部門の吉岡理事が、先般、病気療養中ということで、本日欠席の旨報告を受けております。

皆様方に御了承いただきたいと思います。

議長（森田 瞳） 日程第4 報告第2号：「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） 失礼します。堀口でございます。

それでは、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について）を御説明させていただきます。

この条例改正は、先ほどの安堵町税条例の一部改正に部分的にあい準ずるものでございます。

被災者がその有していた家屋で、その居住の用に供していたものが、東日本大震災により滅失したことによって、その居住の用に供することができなくなった場合について、その居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合、その譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期間の要件が、租税特別措置法の規定では3年であるところを、災害があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日までの間とされたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日公布、翌4月1日施行とされたため、やむなく専決処分とさせていただきますことを申し添えます。

なお、本来なら新旧対照表を用いて改正部分の説明をすべきところではございますが、附則に1項の一文を加える改正でございますので、「報告第2号」の案件を朗読させていただきます。

それでは案件の方をよろしく願いいたします。

報告第2号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例（昭和26年安堵村条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成24年5月8日提出

安堵町長 西本 安博

次のページをお願いいたします。

#### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例（昭和26年安堵村条例第5号）の一部を次のように改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日専決

安堵町長 西本 安博

次のページをお願いいたします。

#### 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安堵町国民健康保険税条例（昭和26年安堵村条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第14項の次に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第2号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、報告第2号は承認することに決定しました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第3号：「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第6号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） おはようございます。

健康福祉課、磯部と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第6号）について）を御説明させていただきます。

平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の収納予定保険料に不足が生じましたことに伴いまして、奈良県が設置する介護保険財政安定化基金よりの借入金と県よりの交付金で、1,270万1千円を計上させていただく歳入の財源更正のための補正でございます。

このことにつきましては、3月議会の後に交付決定の通知を受けたことに伴いまして、専決処分とさせていただきますので、地方自治法第179条第1項の規定により、本日の議会に御報告し、御承認願うものでございます。

それでは議案書の7ページをお開きください。

歳入といたしまして。

款 1. 保険料、項 1. 介護保険料、目 1. 第 1 号被保険者保険料として、現年度分特別徴収保険料が被保険者の人数減により保険料不足となるため 840 万円の減額となります。

款 4. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 1. 調整交付金として、財政調整交付金交付割合が減少したため、430 万 1 千円の減額となります。

その不足分を、款 6. 県支出金、項 3. 財政安定化基金支出金、目 2. 交付金として、計画よりも給付費が増加し、財政安定化基金を借入れる市町村に交付金が予定されておりますので、枠取りとして 1 千円計上させていただきました。

款 12. 町債、項 1. 財政安定化基金貸付金、目 1. 財政安定化基金貸付金として 1,270 万円を計上いたしました。

6 ページの歳出については変更ございません。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 2 3 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 6 号）について）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 3 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 6 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 2 4 年 5 月 8 日提出

安堵町長 西本 安博

次のページお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 3 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 6 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日専決

安堵町長 西本 安博

続きまして 1 ページお願いいたします。

平成 2 3 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第 6 号）（保険事業勘定）

平成 2 3 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 6 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表 地方債補正」による。

平成24年3月30日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

続きまして、第一表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

歳入

款1. 保険料、項1. 介護保険料

補正前の額 1億455万7千円、補正額 マイナス840万円、計 9,615万7千円。

款4. 国庫支出金、項2. 国庫補助金

補正前の額 3,352万円、補正額 マイナス430万1千円、計 2,921万9千円。

款6. 県支出金、項3. 財政安定化基金支出金

補正前の額 0円、補正額 1千円、計 1千円。

款12. 町債、項1. 財政安定化基金貸付金

補正前の額 0円、補正額 1,270万円、計 1,270万円。

歳入の合計としまして、

補正前の額 5億7,833万円、補正額 0円、計 5億7,833万円でございます。

歳出につきましては変更補正額はございません。

続きまして4ページ。

第二表 地方債補正

起債の目的 介護保険事業費、限度額 1,270万円、計 1,270万円。

起債の方法 奈良県が設置する介護保険財政安全化基金から借り入れる。利率 無利子。

償還の方法 次期事業運営期間(平成24年度から平成26年度までの3年間)の各年度における奈良県知事が定める償還期日に借入総額の3分の1ずつを償還する。

次ページからの事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。

よろしく御審議、御承認お願い申し上げます。

以上でございます。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第3号を採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。  
よって、報告第3号は承認することに決定しました。

.....

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第1号：「公益的法人等への安堵町職員の派遣等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めますが、4月19日の総務産業建設常任委員会、  
また、4月27日、議会運営協議会におきまして、本条例の制定についての趣旨説明を  
賜っております。

近藤総務課長より、概略の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） おはようございます。

総務課長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号、公益的法人等への安堵町職員の派遣等に関する条例の制定について御説明させていただきます。

この条例は、安堵町が町社会福祉協議会や町商工会などの公益的法人等へ職員を派遣することに関して、職員派遣条件の明確化や派遣職員の給与、処遇などについて必要な事項を規定する条例を新たに整備、制定するものでございます。

お手元の議案書2ページ目を御覧ください。

条例の内容について説明させていただきます。

第1条では、条例の趣旨について示させていただいております。

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるという目的を規定しております。

第2条では、職員の派遣について

第1項では、町長が規則で定める団体との間の取り決めにより、職員を派遣することができることを規定しております。

第2項では、臨時的任用職員、非常勤職員、病気休職者、懲戒処分者等は派遣の対象とならないことを規定しています。

第3項では、派遣先団体における福利厚生及び業務の従事の状況の連絡に関する事項を職員派遣に当たっての事項など合意すべきことを規定しています。

次のページ第3条では、派遣職員の職務への復帰について

派遣職員を職務に復帰させなければならない旨を、1号から7号により規定しております。

第1号では、派遣先団体の役員地位を失った場合

第2号では、法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

第3号では、職員派遣が先の取決めに反することとなった場合

第4号では、派遣職員が心身の故障等のために、降任又は免職された場合

第5号では、派遣職員が心身の故障又は刑事事件で起訴されたことにより休職にされた場合

第6号では、懲戒処分を受けた場合

第7号では、水難、火災、その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合の規定です。

第4条では、派遣職員の給与について

職員派遣の期間中、町が派遣職員に対して給与を支給する旨を規定しています。

第5条では、職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例についてを規定しております。

派遣先団体における業務について、労災保険に規定する通勤等による休職等の期間についても公務とみなす旨を規定しています。

第6条では、派遣職員の復帰時における処遇について

派遣職員が職務に復帰した場合、職務の級及び給料月額について、他の職員との権衡上

必要と認められる範囲内で調整することができる旨を規定しています。

第7条では、職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当の特例について派遣職員が職務に復帰した場合、退職手当は奈良県市町村職員の退職手当等に関する条例の適用を受ける旨を規定しています。

第8条では、報告について

任命権者は、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況や、職務に復帰した職員の処遇の状況などを町長に報告しなければならない旨を規定しています。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号：公益的法人等への安堵町職員の派遣等に関する条例の制定について

公益的法人等への安堵町職員の派遣等に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年5月8日提出

安堵町長 西本 安博

本文については割愛させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第1号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第2号：「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野税務課長。

（中野税務課長 登壇）

税務課長（中野彰宏） 失礼します。

議案第2号、安堵町税条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成24年3月31日公布されたことによります町税条例を改正するものでございます。

施行日は平成26年1月1日でございます。

改正内容につきましては、町民税の関係でございまして、年金所得者の申告手続きの簡素化の観点から、年金保険者が市町村に提出する公的年金等報告書に寡婦の記載が追加されたため、公的年金等の所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受ける申告書の提出が不要とされたため、改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

後ろから2枚目でございますが、寡婦控除額という部分を削除する規定でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第2号：安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例（昭和29年安堵村条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年5月8日提出

安堵町長 西本 安博

本文につきましては、割愛させていただきます。

どうぞよろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。  
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第2号について採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。  
よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 以上で行政側からの提案事項は全て終了いたしました。  
暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

-----  
午前10時38分

午前10時45分  
-----

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開いたします。

本日、5月8日付けをもちまして、議長職を辞職させていただくこと、副議長に辞職願を提出させていただきました。

本日の追加日程の件につきまして、副議長どうぞよろしくお願い申し上げます。

(森田議長、自席へ着く)

(山岡副議長、議長席に着く)

副議長(山岡 敏) 副議長の山岡でございます。

只今、森田議長から、議長の辞職願が提出されております。

副議長(山岡 敏) お諮りいたします。

「議長職について」を日程に追加し、日程第1号として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(山岡 敏) 全員、異議なしと認めます。

「議長辞職について」は日程を追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

副議長(山岡 敏) 追加日程第1:「議長辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、1番、森田議員の退場を求めます。

(1番、森田議員 退場)

副議長(山岡 敏) それでは、森田議員退場されましたので、職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長心得(成瀬 博) 平成24年5月8日、安堵町議会副議長 山岡 敏殿。

安堵町議会議長 森田 瞳。

辞職願

この度、議員申し合わせにより、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

副議長(山岡 敏) ありがとうございます。

お諮りいたします。

森田議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長（山岡 敏） 全員、異議なしということでございます。

異議なしと認め、森田議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

（職員が森田議員を議場へ案内する。）

（森田議員、着席）

副議長（山岡 敏） 森田 瞳議員にお知らせします。

只今議題とされました議長辞職については許可されました。

-----

副議長（山岡 敏） 只今議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思  
います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡 敏） 全員、異議なしと認めます。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定  
いたしました。

-----

副議長（山岡 敏） 追加日程第2：「議長の選挙」を行います。

副議長（山岡 敏） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたい  
と思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡 敏） 全員、異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

副議長（山岡 敏） お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思いを。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡 敏） 全員、異議なしと認めます。

よって副議長が指名することに決定いたしました。  
議長に 森田 瞳 議員を指名します。

副議長（山岡 敏） お諮りします。

只今指名しました 森田 瞳議員を、議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡 敏） 全員、異議なしと認めます。

よって、只今指名しました 森田 瞳議員が当選されました。

副議長（山岡 敏） 只今、議長に当選されました 森田 瞳議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

森田 瞳議員より当選の承諾及び就任の御挨拶をお願いいたします。

（森田 瞳議員、登壇）

新議長（森田 瞳） 只今、議員皆様方の推選によりまして、満場一致により、再度議長職を拝命いたすことになりました。誠に光栄の至りでございます。

皆様方の、議会の議員の皆様方のしっかりとした意見、そしてまた、これからの議会運営に一つ頑張っていく所存でございます。何とぞ、安堵町の住民の福祉の向上に、ひとついち議員として、また、安堵町の議長としてしっかり任務を果たす覚悟でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

副議長（山岡 敏） ありがとうございました。

それでは、只今より事務局長から議長章をお渡しいたします。

(議長章授与)

副議長(山岡 敏) これでは議長と交代させていただきます。

議事運営に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

森田議長、議長席にお着きをお願いします。

(森田議長、議長席に着く)

議長(森田 瞳) 只今、山岡 敏 副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「副議長辞職について」日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 全員、異議なしと認めます。

「副議長辞職について」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長(森田 瞳) 追加日程第3:「副議長辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、山岡議員の退場を求めます。

(山岡議員、退場)

議長(森田 瞳) 職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長心得(成瀬 博) 平成24年5月8日、安堵町議会議長殿。

安堵町議会副議長 山岡 敏。

辞職願

この度、議員申し合わせにより、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長(森田 瞳) お諮りします。

山岡議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 全員、異議なしと認めます。

山岡議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

(職員が山岡議員を議場へ案内する。)

(山岡議員、着席)

議長(森田 瞳) 山岡議員にお知らせします。

只今議題とされました副議長辞職については許可されました。

議長(森田 瞳) 只今、副議長が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 全員、異議なしと認めます。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

議長(森田 瞳) 追加日程第4:「副議長の選挙」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 全員、異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

議長（森田 瞳） お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 全員、異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

副議長に山岡 敏議員を指名します。

議長（森田 瞳） お諮りします。

只今指名しました 山岡 敏議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 全員、異議なしと認めます。

よって、只今指名しました 山岡 敏議員が当選されました。

議長（森田 瞳） 只今、副議長に当選されました 山岡 敏議員が議場におられます。

会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をします。

山岡議員より承諾及び就任の御挨拶を願います。

（山岡 敏議員、登壇）

新副議長（山岡 敏） 只今、議長より副議長の御指名をいただきました。

議員各位の絶大なる御推挙をいただきまして、誠にありがとうございます。

これから議長の相手役として、また、女房役として、また皆さんと議長との相手役ということで頑張ってまいりたいと思います。

まあ、一年間やってまいりましたが、まだまだ経験不足でございます。一生懸命頑張ってまいりますので、皆様方の御支援、御協力、今まで以上によろしく願いして御挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございます。

議長（森田 瞳） お諮りします。

「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定しました。

議長（森田 瞳） 追加日程第5：「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

全員による協議を行います。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

-----  
午前11時00分

午前11時05分  
-----

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開します。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が指名させて頂くことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名します。

総務産業建設常任委員に 松本 正弘 議員、 山岡 敏 議員、  
森田 瞳 議員、 植田 英和 議員、  
中本 幸一 議員。以上5名です。

以上5人を選任したいと思います。

続きまして、

文教厚生常任委員に 田中 幹男 議員、 松田 和代 議員、  
浅野 勉 議員、 島田 正芳 議員、  
福井 保夫 議員。

以上5人を選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、只今指名しましたとおり、各委員を選任することに決定しました。

各委員の皆様には、よろしくお願い申し上げます。

議長(森田 瞳) お諮りします。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることに決定しました。

議長(森田 瞳) 追加日程第6:「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長が指名させていただきますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名いたします。

議会運営委員会に 福井 保夫 議員、 中本 幸一 議員、  
植田 英和 議員、 松田 和代 議員、  
山岡 敏 議員、 田中 幹男 議員。

以上6人をそれぞれ選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

議長(森田 瞳) 次に、常任委員会正副委員長を決定したいと思います。

議会から報告いたします。

総務産業建設常任委員会 委員長 松本 正弘 議員  
副委員長 山岡 敏 議員

文教厚生常任委員会委員 委員長 田中 幹男 議員  
副委員長 松田 和代 議員

安堵町議会運営委員会 委員長 福井 保夫 議員  
副委員長 中本 幸一 議員

以上でございます。

皆様方には、よろしくお願いを申し上げます。

議長(森田 瞳) 「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局、申出書をお配りください。

（申出書配付）

議長（森田 瞳） 追加日程第7：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

議長（森田 瞳） 会議を閉じます。

平成24年第1回安堵町議会臨時会を閉会します。

閉 会

午前11時13分